

# 北区立柳田小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

## 1 いじめ防止の基本方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため対策を講じる。

## 2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

## 3 いじめ防止対策のための組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置

学校は、「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、保護者や地域住民の参画の下、いじめの防止等に係る取組内容について、「学校いじめ防止基本方針」（本方針）として策定し、公表する。いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

### 【学校いじめ防止対策委員会】

＜構成員＞校長、副校長、生活指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー ※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

＜活動＞①いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、HyperQ-U、教育相談等）②いじめ防止に関すること。③いじめ事案に対する対応に関すること。④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

＜開催＞必要に応じて開催とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## 4 4つの段階に応じた具体的な取組

### I 「未然防止」・・・いじめの未然防止のための取組

#### (1) 教員の指導力の向上と組織的対応

- ①学級担任による問題を抱えた児童への積極的な働きかけ
- ②都や区の学校サポートチームとの連携

- ③いじめに関する研修の実施 ④「楽しい学校生活を送るためのアンケート HyperQ-U」の実施
- (2)いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組
  - いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
  - ①「反いじめ4ルール」に従い行動する。・私たちは他の人をいじめません・私たちはいじめられている人を助けます・私たちは一人ぼっちの人(仲間外れにされている人)を仲間に入れます・もし誰かがいじめられているのを見たら、学校や家の大人にそのことを話します
  - ②「いじめに関する授業」の実施 「学校携帯電話・スマートフォンの使い方ルール」の活用
  - ③あいさつ運動及び言葉の暴力撲滅キャンペーン等、児童会による主体的な取組の実施
- (3)児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する
  - ①一人一人が活躍できる学習活動 ②人との関わり方を身に付けるための活動 ③安心して自分を表現できる年間指導計画の作成 ④人とつながる喜びを味わう体験活動 ⑤児童同士の絆が深まる場の設定

## II 「早期発見」・・・いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1)いじめ防止対策のための組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置(前掲)
- (2)いじめの「見える化」ー児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知ー
  - いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
  - ①定期的な「生活意識調査」の実施 ②「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U」の実施(再掲)
  - ③スクールカウンセラーによる面接 ④定期的な個人面談の実施 ⑤新型コロナウイルス感染症等、感染症の不安への対応
- (3)いじめの「見える化」ー被害の児童、周囲の児童からのいじめ情報の確実な受信ー
  - ①効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用 ②学校いじめ相談メール等の実施
- (4)「学校いじめ対策委員会」によるいじめの確実な発見
  - ①児童の行動の記録 ②ファイリングした情報や生活意識調査等により把握した情報の報告と共有及び「個別の支援シート」の作成と活用 ③「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見
- (5)保護者・地域との連携
  - ①学校便りや保護者会の積極的な活用 ②年間を通じた来校機会の設定及び保護者相談の実施
  - ③王子東児童館や柳田みどりクラブ、わくわく柳田ひろばとの連携

## III 「早期対応」・・・いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる

- (1)「学校いじめ対策委員会」を核とした対応
  - ①把握した情報に基づく対応方針の策定 ②「学校いじめ対策委員会」を核とした役割分担の明確化
- (2)被害の児童・加害の児童・周囲の児童への取組
  - ①被害の児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア ②SOS の出し方に関する指導
- (3)区教育委員会・関係機関との連携
  - ①区教育委員会への報告と区教育委員会による支援
  - ②「学校サポートチーム」を通じた警察・児童相談所等との連携・協力
- (4)保護者・地域との連携 ーいじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有
  - ①「いじめ対策保護者会」の開催 ②PTAや地域人材の活用

#### IV 重大事態への対処・・・学校、保護者、地域が一丸となって児童を守り通す

##### (1) 重大事態についての基準

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

##### (2) 重大事態発生時の連絡体制

- ①発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任・主幹⇒副校長⇒校長⇒区教育委員会教育指導課

##### (3) 重大事態発生時の初動

- ①「学校いじめ対策委員会」の招集 ②区教育委員会教育指導課への報告と連携
- ③事実の究明 いじめの状況、いじめのきっかけの聴取 ④警察への通報など関係機関との連携

##### (4) 被害の児童の保護・ケア

- ①被害の児童に対する複数の教員による一対一対応での保護 ②スクールカウンセラーによるケア
- ③スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
- ④適応指導教室への通級等の実施

##### (5) 加害の児童への働きかけ

- ①別室での学習の実施 ②警察への相談・通報 ③加害の児童とその保護者に対するケア

##### (6) 区教育委員会・関係機関との連携

- ①区教育委員会への報告と連携 ②児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- ③都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

##### (7) 保護者・地域との連携

- ①「いじめ対策緊急保護者会」の開催 ②PTAの活用(再掲) ③民生・児童委員等との連携
- ④SSW,広域アドバイザーの活用